



# 金 沢 市 公 報

号外第30号

令和4年(2022年)12月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ( " )	11
● 条 例		○金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例 (環境政策課)	1
○金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例		○金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例 (歩ける環境推進課)	30
○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人 事 課)	9		

## 条 例

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第38号

金沢市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理について、基本理念を定め、並びに市、事業者、土地所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理のための基本となる事項等を定めることにより、市民の安全で安心な生活環境を確保し、かつ、自然環境、景観、生活環境等と調和した再生可能エネルギーの利用を推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー電気 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再エネ特措法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。
- (3) 再生可能エネルギー源 再エネ特措法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。
- (4) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備を設置すること(当該再生可能エネルギー発電設備の設置の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更及び木竹の伐採を含む。)又は再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を発電することをいう。

(5) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を実施し、又は実施しようとする者をいう。

(6) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業の用に供する一団の土地の区域をいう。

(7) 土地所有者等 事業区域内の土地の所有者及び権原に基づく占有者をいう。

(適用除外)

第3条 第9条から第31条までの規定は、周辺の住民の生活及び環境への影響が軽微な再生可能エネルギー発電設備として規則で定めるものについては、適用しない。

(基本理念)

第4条 再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理は、災害の発生の防止及び豊かな自然環境、景観、生活環境等の保全に十分配慮して行われなければならない。

2 再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理は、再生可能エネルギー源を利用することが、温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の排出の量の削減を促進するとともに、エネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっているとの認識の下、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電するよう行われなければならない。

3 再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理は、市、事業者、土地所有者等及び市民がそれぞれの責務を自覚の上、これらの者の相互の信頼と理解の下に行われなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する施策に市民、土地所有者等及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、当該施策の実施に当たっては、市民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たっては、再エネ特措法その他関係法令を遵守し、近隣住民等と良好な関係を保つよう努めるとともに、災害の発生の防止及び豊かな自然環境、景観、生活環境等の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、災害の発生を助長し、又は自然環境、景観、生活環境等を損なうおそれのある事業者に対し、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

(市民の責務)

第8条 市民は、基本理念にのっとり、温室効果ガスについての理解と関心を深め、その排出の量を削減するよう努めるとともに、本市が実施する再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止区域)

第9条 何人も、次に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）を事業区域としてはならない。ただし、人の生命、身体及び財産に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、必要性及び相当性の観点から当該事業区域に当該再生可能エネルギー発電設備を設置し、

管理することについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林の区域
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（抑制区域）

第10条 次に掲げる区域のうち規則で定める区域（以下「抑制区域」という。）を事業区域として再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 自然環境を適正に保全することが必要な区域
- (2) 美しい景観のまちづくりを推進することが必要な区域
- (3) 良好な住居の環境の保護及び商業その他の業務の利便の増進が必要な区域
- (4) 都市の風致を維持することが必要な区域
- (5) 宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域
- (6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する文化財その他これに準ずるものが存する区域

2 前項の規定による許可（以下「設置許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、必要な図面等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 再生可能エネルギー発電設備の設置の場所
  - (3) 事業区域の位置及び面積
  - (4) 再生可能エネルギー発電設備の出力
  - (5) 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施予定期間
  - (6) 再生可能エネルギー発電設備の設置計画に関する事項
  - (7) その他規則で定める事項
- （事前協議）

第11条 次に掲げる事業者は、再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請（以下この項において「認定申請」という。）を行い実施する再生可能エネルギー発電事業にあっては認定申請の前に、認定申請を行わず実施する再生可能エネルギー発電事業にあっては前条第2項の規定による設置許可の申請又は第17条第1項の規定による設置の届出（以下「設置届出」という。）の前に、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、あらかじめ市長に

提出するとともに、当該事業計画について、市長と協議しなければならない。

(1) 前条第2項の規定による設置許可の申請をしようとする事業者

(2) 設置届出をしようとする事業者

2 市長は、前項の規定による事前協議があったときは、当該事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(近隣関係者への周知等)

第12条 事業者は、前条第1項の規定による事前協議が終了した日後30日間は、再生可能エネルギー発電設備の設置により生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し事業計画の周知を図るため、当該事業区域における公衆の見やすい場所にその概要を示す標識を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の標識を設置したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

3 設置許可を受けようとする事業者は、第1項の規定により標識を設置した日から起算して14日を経過した日以後に、近隣関係者に対して当該事業計画に関する説明会を開催しなければならない。

4 設置届出をしようとする事業者は、第1項の規定による標識の設置期間中に、近隣関係者から当該事業計画に関する問合せがあったときは、説明会の開催その他の必要な措置を講じなければならない。

5 近隣関係者は、第3項に規定する説明会を開催し、又は前項の規定による説明会の開催その他の必要な措置を行った事業者に対し、規則で定めるところにより、当該事業計画について意見を申し出ることができる。この場合において、事業者は、当該意見を申し出た近隣関係者と協議を行うものとする。

6 事業者は、第1項の規定による標識の設置後30日を経過したときは、第3項に規定する説明会の結果、第4項の規定による問合せの内容及び同項の規定により講じた措置並びに前項後段の協議の結果に係る報告書を市長に提出して、当該事業計画について市長と協議しなければならない。

7 市長は、前項の規定による協議があったときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるための指導又は助言を行うことができる。

(関係当事者間の協議の調整)

第13条 事業者及び近隣関係者（以下「関係当事者」という。）は、前条第5項後段の協議においては、相互の立場を尊重し、自主的に合意に至ることを基本とする。

2 関係当事者は、前項の規定に基づく自主的な合意形成の過程において、繰り返し協議を行ったにもかかわらず、合意に至らない場合は、当該協議の調整を市長に要請することができる。

3 前項の規定による要請は、再生可能エネルギー発電事業に着手する日までに行わなければならない。

4 市長は、前2項の規定による要請を受けたときは、必要に応じて、関係当事者と協議の上、調整を行うものとする。

5 市長は、前項の調整を行うため必要があると認めるときは、関係当事者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(許可の基準等)

第14条 市長は、第10条第2項の規定による設置許可の申請があったときは、当該申請に係る事業計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

- (1) 事業区域（第25条第3項において準用する第10条第2項の規定による設置許可の申請に係る事業区域を除く。）に禁止区域を含まないこと。
- (2) 設置する再生可能エネルギー発電設備が、電気事業法（昭和39年法律第170号）、再エネ特措法その他関係法令に適合していること。
- (3) 第12条第3項に規定する説明会、同条第5項の協議及び同条第6項の規定による協議を適切に行っていること。
- (4) 設置する再生可能エネルギー発電設備が、自然環境、景観、生活環境等について規則で定める基準に適合するものであること。

2 市長は、設置許可に関し、自然環境、景観、生活環境等の保全について次に掲げる審議会等の意見を聴くことができる。

- (1) 金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号）第21条に規定する金沢市環境審議会
- (2) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第46条に規定する金沢市景観審議会
- (3) 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号。以下「まちづくり条例」という。）第7条に規定する金沢市まちづくり審議会

3 市長は、自然環境、景観、生活環境等の保全のため必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができる。

(変更の許可)

第15条 設置許可を受けた事業者（以下「設置許可事業者」という。）は、第10条第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第10条第2項及び第11条から前条まで（第12条第4項を除く。）の規定は、前項本文の規定による許可（以下「変更許可」という。）について準用する。この場合において、第13条第3項中「再生可能エネルギー発電事業に着手する日」とあるのは、「変更後の再生可能エネルギー発電事業に着手する日」と読み替えるものとする。

3 設置許可事業者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第16条 市長は、設置許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可又は変更許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 設置許可又は変更許可を受けた後、1年以上、正当な理由がなく再生可能エネルギー発電設備の設置又は変更の工事に着手しないとき。
- (3) 第14条第3項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 第30条の規定による命令に違反したとき。

## (設置の届出)

第17条 禁止区域及び抑制区域を除く本市の区域（以下「その他の区域」という。）内において再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の設置の場所
- (3) 事業区域の位置及び面積
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の出力
- (5) 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施予定期間
- (6) その他規則で定める事項

2 設置許可を受けた事業区域がその他の区域を含むとき又は変更許可を受けた変更後の事業区域がその他の区域を含むこととなるときは、前項の規定にかかわらず、設置届出をすることを要しない。

## (変更の届出)

第18条 設置届出をした事業者（以下「届出事業者」という。）は、当該設置届出に係る前条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出事業者が当該設置届出に係る事業計画を変更しようとする場合において、変更後の事業区域が抑制区域を含むこととなるときは、当該届出事業者は、設置許可を受けなければならない。

3 第11条から第13条まで（第12条第3項を除く。）の規定は、第1項本文の規定による届出について準用する。この場合において、第13条第3項中「再生可能エネルギー発電事業に着手する日」とあるのは、「変更後の再生可能エネルギー発電事業に着手する日」と読み替えるものとする。

## (工事の届出)

第19条 設置許可事業者、変更許可を受けた事業者、届出事業者及び前条第1項本文の規定による届出をした事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置又は変更の工事に着手したとき及び当該工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

## (適正な維持管理)

第20条 事業者は、規則で定める維持管理に関する基準に従って再生可能エネルギー発電設備及び事業区域（以下「再生可能エネルギー発電設備等」という。）を安全かつ良好な状態で維持するよう管理しなければならない。

2 事業者は、事故、自然災害等により、再生可能エネルギー発電設備等の損壊が発生し、又は再生可能エネルギー発電設備等の周辺における自然環境、景観、生活環境等の保全に支障が生じたときは、速やかに当該再生可能エネルギー発電設備等の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

3 事業者は、再生可能エネルギー発電設備等に係る災害時及び廃止後の措置について規

則で定める事項を遵守しなければならない。

- 4 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を終了するまでの間、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、再生可能エネルギー発電設備の維持管理並びに解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理に要する費用を確保しなければならない。

(毎年度の維持管理報告)

第21条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備を設置したときは、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度の再生可能エネルギー発電設備等に係る維持管理の状況
- (2) 再生可能エネルギー発電設備を廃止した後の措置の方法
- (3) 前条第4項に規定する費用の確保の状況
- (4) 前年度の再生可能エネルギー発電設備に係る発電量の状況

- 2 前項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電設備を廃止した後に必要となる措置が完了するまで行わなければならない。

(廃止の届出)

第22条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 再生可能エネルギー発電設備が廃止されたときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。

(地位の承継の届出等)

第23条 設置許可事業者又は届出事業者（以下この項において「設置許可事業者等」という。）が再生可能エネルギー発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可事業者等について相続、合併若しくは分割（当該再生可能エネルギー発電事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該再生可能エネルギー発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により再生可能エネルギー発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該再生可能エネルギー発電事業の全部を承継した法人（以下「譲受者等」という。）は、設置許可事業者等の地位を承継する。

- 2 譲受者等は、その承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 譲受者等は、遅滞なく、再生可能エネルギー発電設備等の維持管理をするために必要となる事項を定め、当該再生可能エネルギー発電設備等の維持管理を行わなければならない。

(まちづくり条例等における再生可能エネルギー発電事業の実施手続の適用除外)

第24条 設置許可を受け、又は設置届出を行った再生可能エネルギー発電設備については、まちづくり条例第14条、第14条の2及び第17条並びに金沢市における土地利用の適正化に関する条例（平成12年条例第12号）第6条、第6条の2及び第9条の規定は、適用しない。

(第9条ただし書の規定による場合の手続等)

第25条 市長は、再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理について、第9条ただし書の規定に基づき取り扱うこととする場合は、あらかじめ金沢市環境保全条例第21条に規定する金沢市環境審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、市長は、必要に応じ、まちづくり条例第7条に規定する金沢市まちづくり審議会その他の審議会等の意見を聴くことができる。

3 前2項に規定する手続を経て行う再生可能エネルギー発電事業に係る手続等については、第10条から第16条まで（第12条第4項を除く。）、第17条第2項、第18条第2項、第19条、第22条第2項、第23条、前条及び第29条の規定を準用する。

（指導又は助言）

第26条 市長は、再生可能エネルギー発電事業による災害の発生又は自然環境、景観、生活環境等の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

（報告の徴収及び実地調査）

第27条 前条の指導又は助言を受けた事業者は、当該指導又は助言によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

（立入検査）

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、事業者の事務所、事業区域その他再生可能エネルギー発電事業を行う場所に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第29条 市長は、次に掲げる者に対し、災害の発生の防止又は自然環境、景観、生活環境等の保全に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 第9条の規定に違反して、禁止区域を事業区域としている者

(2) 第11条第1項（第15条第2項及び第18条第3項において準用する場合を含む。）の規定による事前協議をせず、又は虚偽の内容で事前協議を行った者

(3) 第12条第1項（第15条第2項及び第18条第3項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置をせず、第12条第3項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による説明会の開催をせず、又は第12条第4項（第18条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置を講じない者

(4) 設置許可又は変更許可を受けないで再生可能エネルギー発電事業を実施する者

(5) 第14条第1項各号（第15条第2項において準用する場合を含む。）に定める基準等に違反して、再生可能エネルギー発電事業を実施する者

(6) 第21条の規定に違反して、報告をせず、又は同条第1項各号に掲げる事項について



虚偽の報告をした者

(7) 第26条の規定による指導に正当な理由がなく従わない者

(8) 第27条第1項の規定に違反して、報告をしない者

(9) 前条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対する答弁を忌避し、若しくは虚偽の答弁をした者

(10) 再生可能エネルギー発電設備等の維持管理が適切になされておらず、又は極めて不完全であるために、災害が発生し、又は自然環境、景観、生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合において、当該再生可能エネルギー発電設備等の維持管理を行う者

(措置命令)

第30条 市長は、前条（第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(違反事実の公表等)

第31条 市長は、事業者に対し、第16条（第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定により設置許可若しくは変更許可を取り消し、又は前条の規定により措置をとるべきことを命じたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他市長が必要があると認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項に規定する事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備又は設置の工事に着手した再生可能エネルギー発電設備については、第9条から第14条まで及び第17条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する再生可能エネルギー発電設備に対する第15条、第18条、第19条及び第23条の規定の適用については、施行日に当該再生可能エネルギー発電設備の設置に係る設置許可又は設置届出があったものとみなす。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第39号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第8条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第10条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第12条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正前の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正前の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第40号

職員に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(職員に関する条例の一部改正)

第1条 職員に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分

の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	150,500	199,000	235,000	266,600	291,400	320,000	363,800	409,100	459,500
	2	151,600	200,800	236,600	268,300	293,600	322,200	366,400	411,500	462,600
	3	152,800	202,600	238,100	269,800	295,700	324,500	368,800	414,000	465,600
	4	153,900	204,400	239,600	271,700	297,700	326,700	371,400	416,400	468,600
	5	155,000	205,900	240,900	273,400	299,500	328,900	373,300	418,300	471,600
	6	156,100	207,700	242,500	275,200	301,500	330,900	375,800	420,600	474,600
	7	157,200	209,500	244,000	277,000	303,300	333,100	378,100	422,700	477,600
	8	158,300	211,300	245,500	279,000	304,900	335,300	380,600	424,900	480,800
	9	159,300	212,900	246,600	280,900	306,800	337,200	383,000	426,900	483,500
	10	160,700	214,700	248,100	282,900	309,100	339,400	385,700	429,000	486,600
	11	162,000	216,500	249,600	284,800	311,300	341,400	388,300	431,100	489,600
	12	163,300	218,300	250,900	286,700	313,700	343,600	391,000	433,200	492,700
	13	164,500	219,700	252,400	288,600	315,800	345,400	393,400	434,900	495,400
	14	166,000	221,500	253,600	290,400	317,900	347,400	395,700	436,700	497,700
	15	167,500	223,200	254,900	291,900	320,100	349,400	398,000	438,800	500,000
	16	169,100	225,000	256,100	293,300	322,200	351,400	400,400	440,800	502,300
	17	170,200	226,600	257,400	295,100	324,100	353,100	402,200	442,700	504,400
	18	171,600	228,300	258,800	297,100	326,100	355,200	404,200	444,500	505,800
	19	173,000	230,000	260,200	299,200	328,100	357,000	406,100	446,300	507,300
	20	174,400	231,500	261,700	301,200	330,100	358,900	407,900	448,000	508,700
	21	175,700	232,800	263,300	303,100	331,800	360,800	409,800	449,800	509,900
	22	178,200	234,400	265,000	305,200	333,900	362,700	411,600	451,300	511,300
	23	180,700	236,000	266,600	307,200	335,900	364,700	413,400	452,700	512,800
	24	183,200	237,500	268,200	309,300	338,000	366,600	415,300	454,200	514,300
	25	185,600	238,500	270,000	311,000	339,400	368,600	417,100	455,600	515,400
	26	187,300	240,000	271,900	313,100	341,300	370,500	418,600	456,900	516,500
	27	189,000	241,300	273,600	315,200	343,200	372,500	420,100	458,200	517,700
	28	190,700	242,500	275,300	317,200	345,100	374,500	421,700	459,400	518,900
	29	192,200	243,700	276,900	318,900	346,700	376,000	423,300	460,400	519,900
	30	193,900	244,700	278,600	320,900	348,600	377,800	424,600	461,100	520,800
	31	195,700	245,700	280,400	323,000	350,500	379,600	425,900	461,900	521,700
	32	197,400	246,700	281,900	325,100	352,300	381,200	427,100	462,600	522,700
	33	199,000	247,800	283,100	326,300	354,200	383,000	428,300	463,300	523,500
	34	200,400	248,700	284,800	328,300	356,100	384,400	429,600	464,100	524,400
	35	201,900	249,600	286,400	330,200	357,900	385,900	430,900	464,800	525,100
	36	203,400	250,600	288,100	332,300	359,600	387,500	432,100	465,400	525,600
	37	204,700	251,500	289,700	334,200	361,000	388,900	433,300	465,900	526,300
	38	206,000	252,800	291,400	336,100	362,300	390,100	434,100	466,500	526,900
	39	207,200	254,000	293,200	338,100	363,700	391,300	434,900	467,100	527,700
	40	208,500	255,300	295,000	340,000	365,100	392,400	435,700	467,700	528,300

金 沢 市 公 報

	41	209,800	256,600	296,500	341,900	366,400	393,500	436,300	468,200	528,800
	42	211,100	258,000	298,200	343,800	367,300	394,700	437,000	468,700	
	43	212,400	259,200	299,700	345,600	368,400	395,900	437,700	469,100	
	44	213,700	260,400	301,300	347,500	369,500	397,100	438,400	469,400	
	45	214,800	261,500	302,900	349,000	370,300	397,800	439,300	469,700	
	46	216,100	262,700	304,600	350,400	371,200	398,500	440,100		
	47	217,400	264,000	306,200	351,900	372,100	399,200	440,500		
	48	218,700	265,100	307,900	353,400	373,000	399,900	441,200		
	49	219,700	266,200	308,800	355,100	373,900	400,500	441,700		
	50	220,800	267,200	310,300	355,900	374,700	401,100	442,100		
	51	221,800	268,400	311,800	357,100	375,500	401,600	442,500		
	52	222,800	269,500	313,500	358,100	376,300	402,000	442,900		
	53	223,800	270,500	315,100	359,000	377,000	402,400	443,300		
	54	224,700	271,600	316,700	360,100	377,700	402,700	443,700		
	55	225,600	272,700	318,300	361,000	378,400	403,000	444,100		
	56	226,500	273,800	319,800	362,100	379,100	403,300	444,400		
	57	226,800	274,700	321,300	363,000	379,600	403,600	444,700		
	58	227,600	275,700	322,500	363,700	380,200	403,900	445,100		
	59	228,300	276,600	323,700	364,400	380,800	404,200	445,400		
	60	229,000	277,700	324,900	365,100	381,500	404,500	445,700		
再任 用職 員以 外の 職員	61	229,800	278,800	325,600	365,500	381,900	404,800	446,000		
	62	230,600	279,800	326,500	366,100	382,600	405,100			
	63	231,300	280,700	327,300	366,800	383,200	405,400			
	64	231,900	281,700	328,100	367,500	383,800	405,700			
	65	232,500	282,200	329,000	367,800	384,200	406,000			
	66	233,100	283,100	329,400	368,500	384,800	406,300			
	67	233,700	283,800	330,100	369,200	385,400	406,600			
	68	234,400	284,700	330,900	369,900	386,000	406,900			
	69	235,100	285,700	331,700	370,200	386,400	407,100			
	70	235,700	286,500	332,400	370,800	386,900	407,400			
	71	236,200	287,300	333,100	371,500	387,400	407,700			
	72	236,900	288,100	333,800	372,100	388,000	408,000			
	73	237,600	288,900	334,300	372,400	388,300	408,200			
	74	238,200	289,400	334,900	373,000	388,700	408,500			
	75	238,800	289,800	335,400	373,700	389,100	408,800			
	76	239,300	290,300	336,000	374,300	389,500	409,000			
77	239,900	290,500	336,300	374,700	389,800	409,200				
78	240,600	290,800	336,800	375,200	390,100	409,500				
79	241,300	291,000	337,200	375,800	390,400	409,800				
80	241,800	291,400	337,700	376,300	390,700	410,000				
81	242,300	291,600	338,100	376,800	390,900	410,200				
82	242,900	291,800	338,600	377,400	391,200	410,500				
83	243,500	292,200	339,100	377,900	391,500	410,800				
84	244,000	292,500	339,600	378,200	391,700	411,000				
85	244,500	292,800	339,900	378,600	391,900	411,200				
86	245,100	293,100	340,300	379,100	392,200					
87	245,700	293,400	340,800	379,500	392,500					
88	246,200	293,800	341,200	379,900	392,700					

	89	246,700	294,100	341,500	380,300	392,900				
	90	247,200	294,500	341,900	380,800	393,200				
	91	247,500	294,800	342,400	381,200	393,500				
	92	247,900	295,200	342,800	381,600	393,700				
	93	248,200	295,400	343,000	381,900	393,900				
	94		295,600	343,400						
	95		295,900	343,900						
	96		296,300	344,300						
	97		296,500	344,500						
	98		296,800	344,900						
	99		297,200	345,300						
	100		297,600	345,600						
	101		297,800	345,900						
	102		298,100	346,300						
	103		298,500	346,700						
	104		298,800	347,100						
	105		299,000	347,600						
	106		299,300	348,000						
	107		299,700	348,400						
	108		300,000	348,800						
	109		300,200	349,300						
	110		300,600	349,700						
	111		301,000	350,000						
	112		301,300	350,300						
	113		301,500	350,800						
	114		301,700							
	115		302,000							
	116		302,400							
	117		302,600							
	118		302,800							
	119		303,100							
	120		303,400							
	121		303,800							
	122		304,000							
	123		304,300							
	124		304,600							
	125		304,900							
再任用職員		188,200	215,700	255,800	275,300	290,400	315,900	357,700	390,800	442,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第27条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	164,800 円	207,900 円	268,100 円	333,000 円	417,900 円
	2	166,300 円	209,600 円	270,500 円	335,200 円	419,700 円

金 沢 市 公 報

3	167,800	211,200	272,900	337,300	421,500
4	169,300	212,900	275,100	339,300	423,200
5	170,900	214,700	277,500	341,400	424,700
6	172,800	216,300	279,800	343,200	426,200
7	174,600	218,000	282,000	345,000	428,100
8	176,400	219,600	284,100	346,600	430,000
9	178,100	221,400	286,200	348,300	431,800
10	180,200	223,300	288,500	350,400	433,600
11	182,200	225,200	290,800	352,500	435,500
12	184,100	227,100	292,900	354,600	437,300
13	186,000	228,600	295,300	356,800	439,100
14	188,200	230,700	297,100	358,800	441,000
15	190,300	232,700	299,000	360,800	442,800
16	192,400	234,700	300,700	362,800	444,700
17	194,600	236,500	302,500	364,400	446,400
18	196,900	239,200	304,800	366,300	448,200
19	199,400	241,900	307,000	368,100	450,000
20	201,700	244,600	309,400	370,100	451,800
21	204,100	247,200	311,600	371,700	453,400
22	205,700	250,000	314,100	373,600	455,100
23	207,400	252,600	316,300	375,400	457,000
24	209,100	255,300	318,900	377,300	458,700
25	210,600	257,600	321,300	378,600	460,400
26	212,100	260,000	323,600	380,400	462,000
27	213,800	262,500	325,800	382,200	463,600
28	215,400	264,700	327,900	384,100	465,100
29	216,900	267,200	330,000	385,900	466,600
30	218,600	269,500	331,600	387,800	467,900
31	220,300	271,800	333,200	389,700	469,200
32	222,000	273,900	334,800	391,700	470,500
33	223,400	276,000	336,600	393,400	471,700
34	225,200	278,200	338,700	395,100	472,400
35	227,000	280,300	340,800	396,700	473,100
36	228,700	282,200	342,800	398,600	473,800
37	230,300	284,500	344,900	399,800	474,400
38	232,100	286,200	347,000	401,300	
39	233,900	288,100	349,200	402,700	
40	235,700	289,900	351,300	404,100	
41	237,400	291,300	353,200	405,800	
42	239,100	293,400	355,400	407,200	
43	240,700	295,400	357,300	408,500	
44	242,300	297,600	359,400	410,000	
45	243,500	299,600	361,200	411,600	
46	244,800	302,000	363,200	412,900	
47	246,100	304,200	365,100	414,400	
48	247,200	306,800	367,100	416,000	
49	248,500	309,000	368,700	417,700	
50	249,900	311,400	370,500	419,100	
51	251,100	313,800	372,400	420,700	
52	252,500	316,000	374,400	422,200	
53	253,600	318,100	376,200	423,900	
54	254,800	319,900	378,000	425,400	

	55	256,100	321,500	379,800	427,000	
	56	257,100	323,100	381,500	428,600	
	57	258,400	325,000	383,000	430,100	
	58	259,100	327,100	384,600	431,600	
	59	260,200	329,200	386,300	432,800	
	60	261,200	331,200	388,000	434,000	
	61	262,300	333,300	389,200	435,200	
	62	263,200	335,400	390,600	436,500	
	63	264,300	337,600	392,000	437,800	
	64	265,100	339,800	393,300	439,100	
	65	266,400	341,500	394,700	440,300	
	66	267,800	343,700	395,900	441,500	
	67	269,200	345,700	397,400	442,700	
	68	270,800	347,900	398,800	443,900	
	69	272,200	349,700	400,100	445,100	
	70	273,500	351,600	401,400	446,300	
	71	274,800	353,600	402,800	447,500	
	72	276,100	355,700	404,100	448,700	
	73	277,100	357,300	405,400	449,800	
	74	278,300	359,200	406,800	450,400	
	75	279,600	361,000	408,200	450,900	
	76	280,600	362,900	409,500	451,400	
再任 用職 員以 外の 職員	77	281,500	364,700	410,700	451,900	
	78	282,500	366,400	411,900		
	79	283,500	368,100	413,200		
	80	284,500	369,700	414,600		
	81	285,600	371,200	415,900		
	82	286,800	372,700	417,100		
	83	288,000	374,200	418,100		
	84	289,200	375,600	419,300		
	85	290,200	376,700	420,500		
	86	291,300	378,100	421,700		
	87	292,300	379,500	422,900		
	88	293,500	380,800	423,900		
	89	294,600	382,100	425,000		
	90	295,700	383,400	426,000		
	91	296,900	384,600	427,000		
	92	298,100	385,900	428,000		
	93	298,600	387,200	428,900		
	94	299,600	388,300	429,700		
	95	300,700	389,600	430,500		
	96	301,900	390,800	431,300		
	97	302,900	392,200	432,100		
	98	304,000	393,200	432,500		
	99	305,000	394,300	432,900		
	100	306,100	395,300	433,300		
	101	307,000	396,200	433,700		
	102	308,100	397,300	434,000		
	103	309,200	398,400	434,300		
	104	310,200	399,500	434,600		
	105	310,800	400,200	434,900		
	106	311,700	401,100	435,200		